

火薬類の取扱場所に対する立入検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 9 号

火薬類の取扱場所に対する立入検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

火薬類の取扱場所に対する立入検査の実施に関する規則(昭和 36 年岩手県公安委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 43 条第 2 項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(立入検査を行う者の指定)</p> <p>第 2 条 立入検査を行う者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>岩手県警察本部刑事部防犯課に所属する警察官、事務吏員及び技術吏員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行うことができることとなった警察職員に対しては、<u>別記様式の証票</u>を交付するものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 4 条 <u>立入検査は、3 月ごとに行うほか、次の各号に掲げる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ひとつの事業場等において事故が発生し、他の事業場等においても同様な事故が発生することが予想される場合</u></p> <p>(3) <u>事業場等における管理の状況、過去における事故発生</u>の状況、作業内容等により判断して必要と認められる場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 43 条第 2 項の規定に基づき、<u>製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所(以下「火薬類の取扱場所」という。)</u>に対する立入検査(以下「立入検査」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(立入検査を行う者の指定)</p> <p>第 2 条 立入検査を行う者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>警察本部において火薬類の取締りに関する事務を所管する所属の警察職員(警察官及びその他の職員をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行うことができることとなった警察職員に対しては、<u>証票(様式)</u>を交付するものとする。</p> <p>(立入検査の種別)</p> <p>第 4 条 <u>立入検査の種別は、通常立入検査、一斉立入検査、新規立入検査及び臨時立入検査とする。</u></p> <p>2 <u>通常立入検査は、警察署長が定めるところにより年間を通じて計画的に行うものとする。</u></p> <p>3 <u>一斉立入検査は、全国一斉又は県内一斉に行うものとする。</u></p> <p>4 <u>新規立入検査は、新たに設置された火薬類の取扱場所に対して行うものとする。</u></p> <p>5 <u>臨時立入検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ひとつの火薬類の取扱場所において事故が発生し、他の火薬類の取扱場所においても同様な事故が発生することが予想される場合</u></p> <p>(3) <u>火薬類の取扱場所における管理の状況、過去における事故発生</u>の状況、作業内容等により判断して必要と認められる場合</p>

(4)・(5) [略]

2 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等を開始した者があった  
場合は、速やかに立入検査を行うものとする。

様式

[略]

[略]

(4)・(5) [略]

様式 (第2条関係)

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。